

平成23年度 事業計画(案)

- (1) 我が国経済の回復は、依然として足踏み状態にあり、デフレ傾向・企業の収益性悪化・設備投資減少・個人消費停滞等の中にあつて、雇用悪化、内需低迷などが続いており、景気の先行きは不透明な状態にある。
- (2) 平成22年の新設住宅着工数は、813千戸（前年比103%）と引続く景気の低迷・不透明感、雇用不安等により低調にとどまった。秋口になってから住宅着工が増加傾向に転じ、特に国産材については国産材志向の高まり等を背景に需要増・価格の上昇がみられたものの、木材産業の事業環境は依然として厳しさが続いている。
- (3) 木材産業の緊急かつ最大の課題は木材需要の回復・拡大である。住宅については、ストック、人口動態等からみれば着工戸数の大きな伸びは期待し難いと考えられる中であつて、住宅部門における木造住宅の増加、公共・商工業施設など生活等のあらゆる分野での木材利用拡大に果敢に取り組んでいくことが必要である。
- (4) 「新成長戦略」では、グリーン・イノベーションにおける国家プロジェクトの一つに森林・林業再生プランや再生可能エネルギーの普及拡大などを明確にしている。林野庁は、森林・林業再生プラン（平成21年12月）の実現に向けて「森林林業の再生に向けた改革の姿」を取りまとめ、森林施業の集約化や国産材の効率的な加工・流通体制づくり、木材利用の拡大などの施策展開方向を明らかにし、これに即した施策展開を図ることとしている。平成22年10月には公共建築物等木材利用促進法制度が施行された。

こうした中で、木材・国産材を使った施設・まちづくりの機運は広まってきており、各方面との連携協力体制の下にこれを実需拡大に結びつけていく努力が重要である。
- (5) 東日本大震災は未曾有の大災害となり、国を挙げての救援、復旧、復興が進められている。木材業界としては復旧資材である木材の需給安定に最大限努力していく必要がある。また、大震災・原発事故の被災木材産業の復旧・復興のための支援対策の実現等に取り組んでいくことが緊要である。
- (6) 以上の諸課題に対して、木材産業の振興を図っていくため、全木連等と緊密な連携の下に協同組合事業を通じ、当会及び都道府県木協連の基盤強化のため、次の事項について組織を挙げて取り組むとともに、中長期的な方向性についても検討するものとする。

I 共同事業の推進

1. 製材品の共同取引事業

産地出荷者と首都圏荷受者を結ぶ本事業は、国産材製材品の安定価格、安定供給の観点から重要であり、出荷・荷受双方のニーズと木材流通の実態を斟酌のうえ、緊密な情報交換を図りつつ、品目拡大の検討を含め引き続き事業の推進に努める。

2. 国有林材受託販売事業（優良国産材展示即売会）

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業は、取扱量の減少など新たな局面を迎えているが、林野庁、森林管理局及び事業実施県木協連等との連携のもとに、引き続き事業の推進を図る。

3. 優良国産材製材品展示会事業

国有林材のPR、優良国産材製材品の品質向上、流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業は、関係県木協連及び実施市場と連携、協力を得て引き続き実施する。

4. 優良小木工品の販売斡旋事業の推進

各都道府県木協連の支援・協力を得て、事業を推進する。

5. カーリース等斡旋事業

組合員への低料金でのカーリース利用の提供を目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て事業を推進する。

II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国のスケールメリットを活かした「安い掛金で高額の保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。本年度も都道府県木協連等と十分意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

1. 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成を図る。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進を図る。

2. 総合保障制度等

総合保障プラン（無配当型）の普及拡充に引き続き努めるとともに、従来の大型保障制度、総合保障プランLタイプの運営、維持に努める。また、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられる、商品揃えを検討する。

3. 総合賠償補償制度

従来の木材PL共済制度及び施設賠償共済制度を包括し、新たな補償を追加した新商品として発足した本制度の普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て努める。

4. 任意労災保障制度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとして普及を図っているが、引き続き普及拡充に努める。

Ⅲ 補助事業等の効果的实施

新規及び継続中の以下の補助事業を効果的・着実に実施する。

1. 木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業（継続事業）

- ①国産材への原料転換の取組に必要な加工設備の導入とそれに伴う施設・設備の廃棄等に必要な資金、経営安定に必要な長期運転資金の借入れに対する利子助成事業を行う。
- ②経営の多角化を図る設備導入等に必要な資金の借入れに対する利子助成事業を行う。
- ③製材業、木材販売業等が機械設備をリースにより導入する場合のリース料の一部を助成する事業を行う。

2. がんばれ！地域林業サポート事業（継続事業）

林業事業体などの高性能林業機械導入促進を図るリース料の一部助成事業を行う。また、低コスト作業システムの普及を図る事業を行う。

3. 木材産業等連携支援事業（新規）

木材産業等の連携体制の構築などに関して、①水平連携促進型、②文化用品等市場開拓型、③大型構造物用部材導入促進型の事業を行う

4. 木材住宅・木造公共建築物等の構造部材等仕様作成支援事業・内装木質化等住宅部材仕様作成支援事業（新規）

地域材を利用した住宅部材等の試作品の作成や試験及びデータ取得・分析とその成果の仕様作成等により一般への普及を実施する。

5. 地域材利用促進緊急利子助成事業（加工流通施設等の整備に対する利子助成）

高性能林業機械や林産物加工流通施設等の導入資金の政策金融公庫からの借り入れに対する利子助成を行う。

IV その他事業

1. 調査情報事業

木材業振興等に必要な調査を実施する。

2. 出版事業・その他

(1) 必要な資料、パンフレット等の出版販売を行う。

(2) 全国木材産業振興大会の実施方針は全木連と連携をとり検討する。

(3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取り組みを推進する。